

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とし月に18日以上出勤した者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第12条の規定に準じて支給）
  - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後60日以内
- 2 報酬等は、本人が（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族が）指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払う。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める出張旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

(別表第1)

## 社会福祉法人福寿会 報酬表

(単位:円)

8 等 級	報酬額／月 額	等 級	報酬額／月 額
1	400,000	31	1,000,000
2	420,000	32	1,020,000
3	440,000	33	1,040,000
4	460,000	34	1,060,000
5	480,000	35	1,080,000
6	500,000	36	1,100,000
7	520,000	37	1,120,000
8	540,000	38	1,140,000
9	560,000	39	1,160,000
10	580,000	40	1,180,000
11	600,000	41	1,200,000
12	620,000	42	1,220,000
13	640,000	43	1,240,000
14	660,000	44	1,260,000
15	680,000	45	1,280,000
16	700,000	46	1,300,000
17	720,000	47	1,320,000
18	740,000	48	1,340,000
19	760,000	49	1,360,000
20	780,000	50	1,380,000
21	800,000	51	1,400,000
22	820,000	52	1,420,000
23	840,000	53	1,440,000
24	860,000	54	1,460,000
25	880,000	55	1,480,000
26	900,000	56	1,500,000
27	920,000	57	1,520,000
28	940,000	58	1,540,000
29	960,000	59	1,560,000
30	980,000	60	1,580,000

◎ 理事の報酬額については、40万円(8等級1号)からとし毎年1号俸昇給する。但し、職員から理事職に専従した場合は最終の職員俸給の直近上位の額とする。

◎ 60歳以上は昇給しない。

(別表第2)

## 常勤の理事の退職慰労金算定式及び端数処理

- ① 最終の報酬月額 × 係数
- ② 算定額に1,000円未満の端数が生じた時は、これを切り上げる。

係数表

在籍年数	係数
1年	0.25
2年	0.50
3年	0.75
4年	1.00
5年	1.25
6年	1.50
7年	1.75
8年	2.00
9年	2.25
10年	2.50
11年	2.75
12年	3.00
13年	3.25
14年	3.50
15年	3.75
16年	4.00
17年	4.25
18年	4.50
19年	4.75
20年	5.00

◎在職年数については、理事長及び理事に専任となった時点から算定する。